

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書
(案)

令和4年8月

大阪府指定出資法人評価等審議会

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

目 次

- 1 再点検の経緯・視点
- 2 再点検結果
- 3 別紙資料（再点検による審議会意見）

【参考資料】

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- ・大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

1 再点検の経緯・視点

(1) 今回の再点検の経緯等

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、令和元年7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書をとりまとめた。今回の再点検については、前回再点検の時期より、概ね3年が経過したことから、前回審議会意見書を踏まえ、再度の点検を実施するものである。

【今回再点検の経過】

第1回（令和4年6月29日）

○個別審議・一括審議ポストの仕分けについて審議

第2回（令和4年7月1日）

○個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（2法人3ポスト）

第3回（令和4年7月12日）

○個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（1法人3ポスト）

第4回（令和4年7月29日）

○審議会意見のとりまとめに向けた審議（一括審議ポスト）

第5回（令和4年8月9日）

○審議会意見のとりまとめに向けた審議（個別審議ポスト）

第6回（令和4年8月22日）

○「大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書」の成案に係る審議

(2) 再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見をとりまとめたところである。

2 再点検の結果

前述の視点に立ち、対象である14法人20ポストについて再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められるとしたものは、15ポスト
- (2) 人的関与の必要性が条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、5ポスト
- (3) 人的関与の必要性が認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、該当なし

※再点検による個別ポストごとの審議会意見については、別添資料を参照

今回の再点検は、前回の点検から3年を経過して実施したが、これまでの複数回にわたる審議会意見を踏まえ、府としても適切にポストの見直しが行われてきたことから、結果として、新たに「人的関与の必要性が認められない」としたポストはなかった。

しかしながら、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、今後とも、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることも予想されることから、引き続き、概ね3年が経過するごとに人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。ただし、法人を取り巻く状況に変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があった場合には、随時に人的関与の再点検を行うことが必要である。また、府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じていくべきであると考えている。

【参考資料】

【目次】

- 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目次

番号	法人名	役職名 (勤務形態)
1	(公財)大阪国際平和センター	業務執行理事(常勤)
2	(公財)大阪府国際交流財団	常務理事(常勤)
3	(株)大阪国際会議場	専務取締役(常勤)
4	(公財)大阪府保健医療財団	理事長(非常勤)
5	(公財)大阪産業局	常務理事(常勤)
6	(公財)千里ライフサイエンス振興財団	専務理事(常勤)
7	大阪信用保証協会	常務理事(常勤)
8	(公財)西成労働福祉センター	代表理事(非常勤)
9		業務執行理事(常勤)
10	(一財)大阪府みどり公社	理事長(常勤)
11	(公財)大阪府都市整備推進センター	理事長(常勤)
12		常務理事(常勤)
13		常務理事(タウン事業本部担当)(常勤)
14	大阪府道路公社	理事長(常勤)
15	大阪モノレール(株)	代表取締役社長(常勤)
16		代表取締役専務(常勤)
17	大阪府土地開発公社	理事長(常勤)
18		常務理事(常勤)
19	大阪府住宅供給公社	理事長(常勤)
20		副理事長(常勤)

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(令和4年4月1日現在)

氏名	職名	備考
飯島 奈絵	堂島法律事務所 弁護士	—
上野山 達哉	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	—
川崎 ますみ	オフィス・リオ 中小企業診断士	—
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	—
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	—
山田 美智子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員	—
吉村 典久	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	会長

(五十音順・敬称略)